

## 県営水道区域で下水道をご利用のお客様へ

**令和3年2月請求(令和3年1月検針)から、県営水道区域の下水道使用料のお支払い先が変更となります。**

県営水道区域では、「水道料金」は千葉県企業局が、「下水道使用料」は白井市が別々に請求を行っていますが、千葉県企業局に白井市の下水道徴収事務等を委託し、千葉県企業局が徴収事務を一括で行うこととなりました。

一括請求は「令和3年2月請求(令和3年1月検針)」から実施します。

なお、下水道使用料の令和3年1月請求(令和2年12月検針)についても千葉県企業局から請求します。

### 対象地域(千葉県企業局区域)

池の上、大山口、けやき台、桜台、笹塚、清水口、大松、七次台、野口、堀込、南山及び武西の各全域  
木、清戸、富塚、十余一、根、復、及び谷田の各一部

### 対象者

- ◆対象地域で水道と下水道を利用している方
- ◆対象地域で井戸と下水道を利用している方

## お支払い方法の統一

千葉県企業局と白井市にお支払いいただいている水道料金と下水道使用料は、千葉県企業局からの一括請求となります。

上水道と下水道で、使用者名義やお支払方法(振替口座等)が異なっているお客様につきましては、千葉県企業局に登録の名義及びお支払方法に統一させていただきます。

水道料金と下水道使用料の請求書を合算した額が記載された1枚の納付書が千葉県企業局から送付されます。

### 現在のお支払い状況

対象	お支払い先
上水道料金	千葉県企業局
下水道使用料	白井市

### 令和3年2月請求から

対象	お支払い先
上水道料金 下水道使用料	千葉県企業局

(裏面あり)

## 井戸のみを利用している方のお支払い方法

井戸のみ使用されている方で、口座振替を利用されている方については、お手数ですが、千葉県企業局への口座振替の申し込みが必要となります。

### お問い合わせ窓口の変更

お問合せ窓口は、千葉県企業局県水お客様センターに変わりますが、排水設備の新設に伴う開始、井戸等認定水量に関する手続きは、これまでどおり白井市上下水道課にご連絡ください。

詳細は、市のホームページで確認するか、上下水道課にお問い合わせください。

県水お客様センター	白井市上下水道課
0570-001-245	047-492-1111

## Q&A

Q1. 上下水道料金の値上げはありますか？

⇒料金の計算方法は変わりませんので、料金の変更はありません。

Q2. なぜ、水道料金と下水道使用料を一括請求するのですか？

⇒お客様の利便性の向上と事務の効率化のため、市から千葉県企業局に事務の委託を行うものです。事務の一本化により引越等に伴う使用開始・中止、口座振替などの申込手続きが一度で済むようになります。

Q3. 上水道と下水道で名義を分けているのですが、今後どうなりますか？

⇒上水道のお客様名に統一します。(上水道と下水道で名義を分けることはできません)

Q4. 上水道と下水道で支払い方法を分けているのですが、今後どうなりますか？

⇒上水道料金のお支払方法に統一し、上下水道料金として請求します。

Q5. 上水道と井戸を併用しています。今後の請求はどうなりますか？

⇒井戸使用分の下水道使用料についても、千葉県企業局より請求します。

### 【お問合せ先】

白井市都市建設部 上下水道課 業務係

☎ 047-492-1111

〒270-1492 白井市復1123

E-mail:jouge-suidou@city.shiroi.chiba.jp